

病床確保計画案（令和5年5月8日）

【確保病床の位置づけ】

- ・確保病床の対象患者として、重症・中等症Ⅱ患者、妊産婦、小児、精神疾患、透析患者、介護的ケアが必要な在宅等の高齢者等を中心に想定し、必要な病床を確保（感染収束期等で運用病床が空いている場合に、上記対象患者以外を確保病床内で受け入れることは差し支えない）。
- ・今後、予めの病床確保によらず同程度の患者を受け入れることが可能な体制となれば、段階的に確保病床を縮小（特に、中等症Ⅱ未満の、患者特性別受入可能病床等（妊産婦、小児、精神、透析患者、介護的ケアが必要な高齢者等））。
- ・9月30日までの間、上記の段階的な確保病床の縮小等により、大きく確保病床数に変更があった場合は、隨時、府ホームページにおいて確保病床数の実数を修正し、公表する。

【フェーズの設定】

- ・平時及び感染拡大時の2段階の設定とする。

【確保病床の運用】

- ・病床は、各受入医療機関において、患者動向等を踏まえ、確保病床数の範囲内で運用することとする（各医療機関において、運用数をG-MISに入力）。
- ・府から、適宜、感染拡大・収束等の動向をもとに、フェーズ切替時期の目安を各医療機関に周知する。

【確保病床数】

重症病床	
フェーズ	確保病床数
平時	130床
感染拡大時	240床

軽症中等症病床	
フェーズ	確保病床数
平時	1,750床
感染拡大時	2,900床

※各受入医療機関の確保予定病床数を積算（意向調査回答（R5.4.20時点））